参考様式

●●●●●●●●●●共同企業体協定書

○○会社と△△会社とは、共同企業体を設立し、赤磐市発注に係る委託業務の請負をすることについて次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この共同企業体は、次に掲げる委託業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　赤磐市発注に係る●●●●●●●●●●（以下「委託業務」という。）の請負

（２） 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　この共同企業体は、●●●●●●●●●●委託業務○○会社・△△会社共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（構成員の住所及び名称）

第４条　共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

岡山県○○市○○町○○番地

郡　　村

○○会社

岡山県△△市△△町△△番地

郡　　村

△△会社

（代表者）

第５条　共同企業体の代表者は、○○会社の代表者（代表取締役○○）とする。

（代表者の権限）

第６条　共同企業体の代表者は、委託業務の執行に関し、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁及び第三者と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第７条　共同企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条　共同企業体は、運営委員会を設け、毎月１回開催するものとする。ただし、急を要する事項については、その都度開催するものとする。

２　運営委員会は、構成員それぞれ○名をもって構成し、委託業務の完成に当たるものとする。

（運営委員会の権限）

第９条　運営委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（１）組織及び編成並びに委託業務の執行の基本に関する事項

（２）構成員の出資の割合の決定

（３）資金管理方法

（４）工程の決定

（５）下請企業の決定

（６）その他共同企業体の運営に関し必要な事項

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、委託業務の請負契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同企業体の取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　共同企業体は、委託業務完了後決算するものとする。

（利益金の配当）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合は、第７条に基づく覚書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合は、第７条に基づく覚書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、共同企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができないものとする。

２　構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が委託業務を完了するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第７条に基づく覚書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第１６条の２　共同企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（構成員の破産又は解散した場合の措置）

第１７条　構成員の一方が委託業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　共同企業体が解散した後において、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（解散の時期）

第１９条　共同企業体は、委託業務完了後３箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、共同企業体は、前項の規定に関わらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書○通を作成し、構成員が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

○○会社

代表者又は

代理人　　　　　　　　○○○○ ,

△△会社

代表者又は

代理人　　　　　　　　△△△△ ,